

板橋区職員転職実施要綱

(昭和62年3月5日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区における人事計画の円滑な推進と職員の能力の有効活用を図り、併せて職員の士気の高揚に資するため、転職に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(転職の実施)

第2条 転職は、次の場合に実施する。

- (1) 現に従事する職務が、業務の見直しの対象となっている場合
- (2) 福祉等その職種に必要とされる資格免許を有し、転職を希望する場合
- (3) 傷病等のため、職務の遂行に支障があり、他の業務に従事することが望ましいと医師が認めた場合

2 転職日は、原則として各年度の4月1日とする。

(転職の基準)

第3条 転職は、「職員の採用・昇任等に関する一般基準」(平成13年3月29日特別区人事委員会決定)第9項第5号によるものとする。

(資格基準及び転職先の職種等)

第4条 資格基準及び転職先の職種等は、次のとおりとする。

転 職 先 の 職 種	区分	年 齢
福祉	Ⅱ類	20歳以上50歳未満
技能Ⅰ(職務名自動車運転、介護指導に限る)		50歳未満
技能Ⅲ(職務名調理、作業Ⅱに限る)		55歳未満
技能Ⅲ(職務名用務に限る)		年齢を問わない
技能Ⅴ		50歳未満
技能Ⅵ(職務名作業Ⅲに限る)		55歳未満

※1 年齢は、転職日現在のものである。

- 2 福祉に転職するためには、社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者でなければならない。
- 3 技能Ⅰ及び技能Ⅴに転職するためには、当該業務に必要な資格若しくは免許を有し、又は技能検定に合格した者でなければならない。
- 4 技能Ⅲ及び技能Ⅵに転職するためには、当該業務に必要な能力を有する者でなければならない。

(選考の方法)

第5条 転職選考の方法は、次のとおりとする。

転職先の職種	区分	選 考 方 法
福祉	Ⅱ類	択一試験（各年度の選考案内のとおり） 作文（各年度の選考案内のとおり） 面接（個別面接 1人 20分程度） 人事評価（適性評価）
技能Ⅰ（職務名自動車 運転、介護指導に限る）		面 接（個別面接 1人 20分程度）
技能Ⅲ（職務名調理、用 務、作業Ⅱに限る）		
技能Ⅴ		
技能Ⅵ（職務名作業Ⅲ に限る）		

(合格予定数)

第6条 合格予定数は、各年度の退職補充等必要数の範囲内とし、毎年度別に定める。

(転職時の給与決定)

第7条 転職時における給与は、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第18号）第23条及び第24条並びに転職時に調整する号数に関する基準（平成18年3月14日区長決定）により決定する。

(その他)

第8条 受験手続きその他転職選考に関し、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和62年3月5日から実施する。

付 則

この要綱は、平成3年7月10日から実施する。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成6年1月28日から実施する。

付 則

この要綱は、平成8年10月9日から実施する。

付 則

この要綱は、平成9年6月16日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年6月30日から実施する。

付 則

この要綱は、平成13年7月10日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 3 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 2 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から実施する。